

#### 別表第4（第33条関係）

特例環境配慮書に係る見解書の構成基準

##### 第1 特例環境配慮書に係る見解書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象計画の案の名称及び種類
- 3 対象計画の案の内容の概略
- 4 対象計画の案の目的及び内容
- 5 特例環境配慮書について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
- 6 条例第30条第1項の規定により知事が定めた計画段階関係地域
- 7 条例第35条において準用する条例第18条第1項の意見書及び条例第35条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された計画段階関係区市町村長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解
- 8 その他
  - (1) 特例環境配慮書に係る見解書を作成した者の氏名及び住所並びに見解書の全部又は一部を委託した場合にあつては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 特例環境配慮書に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録

##### 第2 特例環境配慮書に係る見解書の体裁

- 1 用紙の規格は、原則として日本産業規格A列4番によること。
- 2 横書き、左とじとすること。